

社会福祉審議会関係法令等（関係部分抜粋）

【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）】

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

【徳島県社会福祉審議会設置条例（平成12年3月28日徳島県条例第10号）】

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県社会福祉審議会（第6条第1項を除き、以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

3 審議会の組織及び運営については、社会福祉法第8条から第12条まで並びに社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条及び第3条に定めるもののほか、次条から第7条までに定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門分科会）

第6条 認定子ども園法第17条第3項、第21条第1項及び第22条第2項の規定により審議会その他の合議制の機関に属させられた事項の調査審議並びに子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務の処理については、児童福祉専門分科会が行う。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会長を置く。

4 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員の互選により定める。

5 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。

6 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 第3項から第6項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。

（審査部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 前条第2項から第7項までの規定は、審査部会について準用する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

【徳島県社会福祉審議会運営要綱】

（目 的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置された徳島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、徳島県社会福祉審議会設置条例（平成12年徳島県条例第10号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第2条 審議会に委員長のほか、委員の互選による副委員長1名を置く。

（専門分科会）

第3条 法第11条第1項及び第12条第2項の規定による民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、審議会に次の専門分科会を置く。

（1） 老人福祉専門分科会

（2） その他必要な専門分科会

2 各専門分科会は、20名以内の委員で組織する。

3 各専門分科会は、専門分科会長がこれを招集する。

4 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

5 専門分科会長は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことはできない。

6 各専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による里親の認定に関する意見、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第5項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する意見並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第21条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び第22条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可の取消しに関する意見は、児童福祉専門分科会の意見をもって、審議会の意見とする。

8 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定に関する意見は、身体障害者福祉専門分科会の意見をもって、審議会の意見とする。

（審査部会）

第4条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号、以下「令」という。）第3条第1項の規定による身体障害者福祉専門分科会審査部会のほか、児童福祉専門分科会に、母子福祉資金審査部会、児童相談所審査部会及び認定こども園等審査部会を置く。

（1） 母子福祉資金審査部会は、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事項を調査審議する。

（2） 児童相談所審査部会は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第27条第6項及び第33条第5項の規定に関する事項を調査審議、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析並びに児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う。

（3） 認定こども園等審査部会は、児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置認可及び認定こども園法第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可に関する事項を調査審議する。

- 2 母子福祉資金審査部会，児童相談所審査部会及び認定こども園等審査部会に属すべき委員は，児童福祉専門分科会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 3 各審査部会は，審査部会長がこれを招集する。
- 4 身体障害者の障害程度の審査等に関する意見は，身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けの審査に関する意見は，母子福祉資金審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 6 児童福祉法第27条第6項及び第33条第5項の規定に関する意見は，児童相談所審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 7 児童福祉法第35条第6項及び認定こども園法第17条第3項の規定に関する意見は，認定こども園等審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 8 部会の議事は，部会において別に定める。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は，徳島県保健福祉部保健福祉政策課において行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，委員長が審議会にはかり別に定める。

附 則

（施行期日）

- この要綱は，昭和44年9月1日から施行する。
この要綱は，昭和49年9月21日から施行する。
この要綱は，昭和57年4月1日から施行する。
この要綱は，昭和61年1月12日から施行する。
この要綱は，昭和63年4月1日から施行する。
この要綱は，平成7年4月1日から施行する。
この要綱は，平成10年4月1日から施行する。
この要綱は，平成12年4月1日から施行する。
この要綱は，平成12年10月30日から施行する。
この要綱は，平成13年1月6日から施行する。
この要綱は，平成15年11月29日から施行する。
この要綱は，平成17年1月1日から施行する。
この要綱は，平成21年2月13日から施行する。
この要綱は，平成21年4月1日から施行する。
この要綱は，平成24年4月1日から施行する。
この要綱は，平成25年6月14日から施行する。
この要綱は，平成25年6月28日から施行する。
この要綱は，平成26年10月1日から施行する。
この要綱は，平成26年10月21日から施行する。